

2021年2月2日

未利用口座管理手数料の取扱いについて

京都中央信用金庫（理事長 白波瀬 誠）では、長期間利用されない口座が犯罪等に不正利用されることによる被害を防止するため、2021年3月1日(月)以降に新たに開設される普通預金口座、貯蓄預金口座のうち、残高が1万円未満で2年以上一度もお預け入れまたは払戻しができない口座に対して「未利用口座管理手数料」をお支払いいただく取扱いを開始させていただきます。何卒、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

・2021年3月1日(月)新規開設口座から（2年間お預け入れ、払戻しができない場合）

いただく手数料	未利用口座管理手数料 年間1,320円（消費税込）
対象外となるケース	・該当する口座の残高が1万円以上である場合 ・同一支店で、該当する口座以外に所定のお取引がある場合 など ※詳細は当金庫ホームページをご確認ください。

なお、2021年3月1日(月)より前に開設している口座については、本手数料をいただくことはありません。

ご不明な点がございましたら、お気軽にお取引店の窓口または下記お問い合わせ先までご連絡ください。

以上

☆本件に関するお問い合わせは、
京都中央信用金庫 On Your Side 事業部(TEL075-223-8385 FAX075-223-2563)
までお願い申し上げます。